

学校感染症による出席停止届

岐阜県立可児高等学校

年 組 名前

1. 診断名

病 名	
-----	--

2. 出席停止期間

月 日 ~ 月 日 (日間)

※新型コロナウイルス感染症については、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※インフルエンザについては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

年 月 日

保護者自署

※裏に感染症を治療したことのわかる領収書や薬剤説明書等を添付してください。
(写しでも可)

※ 感染症を治療したことのわかる領収書や薬剤説明書等を添付してください ※

<参考> 学校感染症と出席停止期間

令和5年5月改正版

種類	感染症の種類	出席停止期間の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。)
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失する、または5日間の適正な抗菌薬療法による治療終了まで
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種 (下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。
	A型肝炎、B型肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
感染性胃腸炎 他		

関係法令) 学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

(令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行)